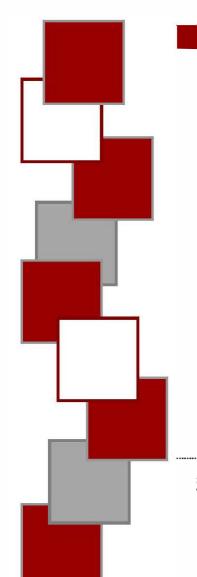
December 2015 税理士法人サム・ライズ

未来会計法人メイキット

事務所通信

早いもので今年も師走を迎えました。皆様にとって、今年はどのような1年だったでしょうか。1年間をきちんと振り返り、新しい年に臨みたいですね。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



2015年12月号

- ■平成28年分 給与所得者の 扶養控除等申告書の注意点
 - ■12月から始まるストレス チェック制度の実務ポイント
 - ■中小企業の月給引上げ状況
 - ■企業が行う情報セキュリティ 対応の現状
 - ■編集後記~今年1年振り返って~

税理士法人サム・ライズ 未来会計法人メイキット

埼玉県川越市脇田本町11-1 川越シティビル7F TEL:049-249-0222/FAX:049-249-0220

税務情報 2015年12月号

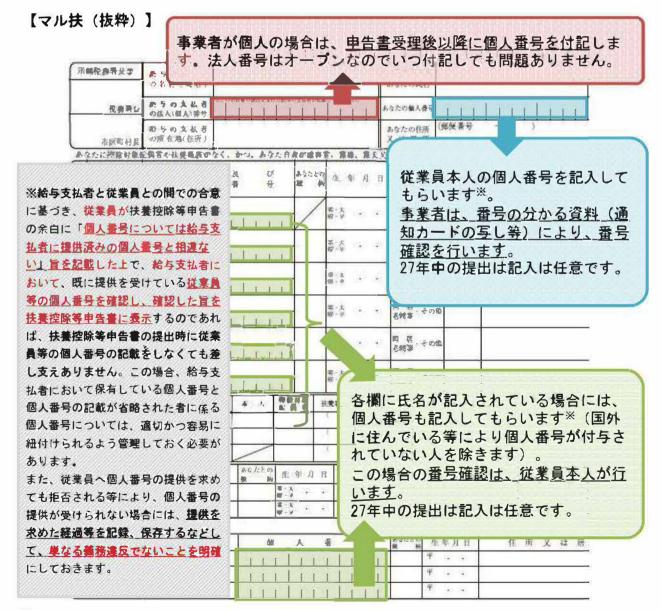
Zeimu

平成28年分 給与所得者の 扶養控除等申告書の注意点

給与所得者の扶養控除等申告書(以下「マル扶」)は、毎年サラリーマンがその年の最初に給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者へ提出する書類です。このマル扶が、平成28年分から変わります。今回は大きく2つに分けて、変わった点について国税庁が公表しているマル扶を用いてご案内します。

₹ マイナンバーの記載欄が追加

社会保障・税番号制度により、平成28年1月からマイナンバーの利用が始まります。このマイナンバーの利用開始に伴い、マル扶について個人番号や法人番号を記載する欄が新たに設けられました。具体的には、次の四角枠部分です。

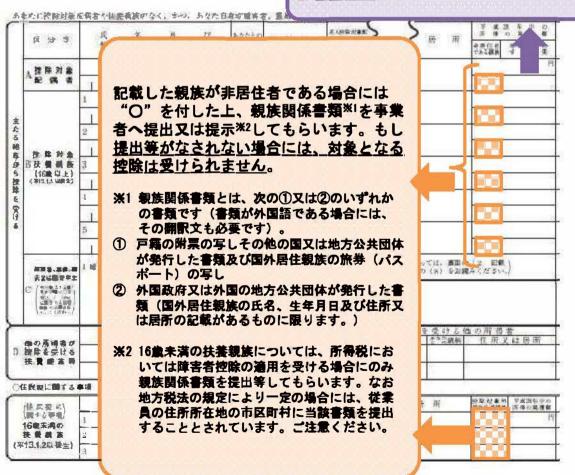


【マル扶(抜粋)】

■ 国外で生活している親族に関する記載欄が追加

1年以上国外で生活する親族(非居住者である親族)を控除対象配偶者、控除対象扶養親族、又は16歳未満の扶養親族としてマル扶に記載する場合には、次の四角枠部分に "〇"を付します。そして、これらの者が親族であることを証明する書類(親族関係書類)をマル扶と一緒に提出又は提示してもらいます(16歳未満の扶養親族については、所得税はその者についての障害者控除を適用する場合に限ります)。これは外国人従業員だけでなく、日本人であっても子息が1年以上継続して海外留学している等、国外で生活している親族を扶養している場合も該当します。具体的には、次の四角枠部分にご注意ください。

「生計を一にする事実」欄は年末調整時に記入等してもらうため、<u>年初提出時点ではここは何ら記入等してもらう必要はありません。</u>



M MyKomon

労務情報 2015年12月号

Roumu

12月から始まるストレス チェック制度の実務ポイント

いよいよ12月からストレスチェックの実施が義務づけられます(労働者50人未満の事業場については当分の間、努力義務とされています)が、実施にあたり、費用の負担やストレスチェックを受検している時間の賃金の取扱いなど、実務上、困ることが出てくるでしょう。そこで以下では、厚生労働省から出されているQ&Aを参考にしながら実務上のポイントを解説しましょう。

■ ストレスチェックや面接指導の費用 ■ 受検勧奨

ストレスチェックおよび面接指導の費用については、企業が負担すべきものになっています。これは、法令で企業にストレスチェックおよび面接指導の実施の義務を課していることから、企業が負担すべきであると考えられているためです。

■ 賃金の支払い

ストレスチェックや面接指導を実施している時間に対する賃金の支払いについては、労使で協議して決めることになっています。しかし、企業にとって従業員の健康の確保は、事業の円滑な運営の不可欠な条件であることを考えると、賃金を支払うことが望ましいでしょう。

➡ かかりつけ医での受検

企業には今回のストレスチェック以外に、 法令で定期健康診断の実施が義務づけられて いますが、こちらは企業が指定した医療機関 とは別に、従業員本人が希望するかかりつけ 医での受診が認められています。しかし、ストレスチェックについては、企業が指定した 実施者において実施することが必要とされて おり、従業員本人が希望するかかりつけ医で 受検したとしても、ストレスチェックを受け たことにはなりません。 ストレスチェックは、企業にその実施が義務づけられている一方で、従業員には受検義務はありません。そのため、従業員に強制的に受検させることはできず、また受検しとはできず、できなどとしてきず、これを踏まえた上で企業としています。これを踏まえた上で企業といるによっています。との程度の勧奨を行うによって異なるよう促すことがはなられています。どの程度の勧奨を行う法、後期であるとのではできるようによって異なるため、その方法、後期であることで問題ないとしています。

■ 労働基準監督署への報告

ストレスチェックは実施後、労働基準監督 署への報告をすることになっています。これ は、ストレスチェック実施後、面接指導の対 象者として選定された従業員が面接指導を希 望しなかった場合であっても、労働基準監督 署への報告の必要があります。なお、50人未 満の事業場でストレスチェックを実施した場 合にはこの報告義務はありません。

企業としては、今回のストレスチェックを平成28年11月30日までに実施する必要があります。そのため、いつ頃に、どのような手段で実施し、その際の賃金等の取扱いはどのようにするのか等、具体的な運用方法を決めていきましょう。

M MyKomon

経営情報 2015年12月号

Keiei

中小企業の月給引上げ状況

今年8月に中小企業庁から「中小企業の雇用状況に関する調査集計結果の概要」(※)が発表されました。ここではその中から、月給の引上げに関するデータをみていきます。

■ 賃上げ実施企業は全体の67.6%

平成27年度に常用労働者の1人当たり平均 賃金を引上げた(引上げるを含む)企業の割 合は67.6%になりました。26年度より3.3% の増加です。賃金の引上げ方法は月給の引上 げがほとんどで、月給の引上げを実施した中 小企業のうち、9割以上が2年連続で引上げを 実施しています。

🔁 月給引上げ企業は全体の63.1%

次に、全回答企業に占める月給の引上げ実施企業の割合を、従業員規模別にまとめると以下のとおりです。

従業員規模別の月給の引上げを実施した割合(%)

RAZMIXMONIA SILIY EXIBOREMENT (10)			
	実施する	3/した	
	平成26年度	平成27年度	
1~20人	32. 3	36. 7	
21~100人	63. 0	69. 4	
100人超	78. 4	82. 8	
合計	58. 1	63. 1	

中小企業庁「中小企業の雇用状況に関する調査集計 結果の概要」より作成

月給の引上げを実施する/した(以下「実施した」)企業は63.1%で、26年度に比べ割合が高くなりました。

従業員規模別では、規模が大きくなるほど 引上げを実施した割合が高くなっています。 100人超では82.8%に達し、21~100人規模も 69.4%と5割を超えています。1~20人規模に ついては、36.7%と4割に満たない状況です が、その割合は26年度よりも高くなりました。

➡ 引上げ率は3%未満が84.7%

月給の引上げ実施企業の引上げ率を従業員規模別にまとめると、以下のとおりです。

従業員規模別月給の引上げを実施した企業の引上げ率(%)

	合計	1~20人	21~100人	100人超
1%未満	21. 9	29. 5	22. 2	18.8
1%以上2%未満	37. 2	23. 3	35. 6	43.9
2%以上3%未満	25. 6	20. 3	24. 3	28.7
3%以上4%未満	8. 6	12. 8	10. 1	5.7
4%以上5%未満	2. 6	3. 9	3. 4	1.4
5%以上	4. 1	10. 2	4. 4	1.5

中小企業庁「中小企業の雇用状況に関する調査集計結果の概要」より作成

まず合計をみると、1%以上2%未満の引上 げ率とした割合が37.2%で最も高くなりまし た。次いで2%以上3%未満が25.6%となって います。2%未満の引上げ率とした割合は 59.1%、3%未満になると84.7%に達します。

従業員規模別では、1~20人規模では1%未満の割合が最も高くなりました。21~100人規模では1%以上2%未満が、100人超規模も1%以上2%未満が最も高くなりました。

引上げ率3%未満の割合は、21~100人規模が82.1%、100人超規模が91.4%となった一方で、1~20人規模では73.1%と全体よりも低くなりました。ただし5%以上とした割合は10.2%で、高くなっています。

引上げ率の差はありますが、すべての規模で26年度に比べ月給引上げ実施企業の割合が高くなっているということは、好ましい状況だといえましょう。

(※)中小企業庁「中小企業の雇用状況に関する調査集計結果の概要」

中小企業・小規模事業者約3万社を対象に今年6月に実施した調査で、7月31日までに提出のあった7,352社の状況について、 集計結果の概要を公表したものです。詳細は次のURLのページから確認できます。

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/koyou/2015/150828chousa.htm

M MyKomon

II

企業が行う 情報セキュリティ対応の現状

マイナン**バー**の通知が始まり、情報セキュリティへの関心がますます高まっています。ここでは、今年7月に発表された調査結果(※1)から、企業のデータセキュリティやウィルス対応の現状をみていきます。

■ 被害にあった企業は38.8%

上記調査結果によると、過去1年間に情報通信ネットワークの利用の際に発生したセキュリティ侵害について、調査対象となったインターネット利用企業などのうち、38.8%が「何らかの被害を受けた」と回答しています。その他、「ウィルスを発見又は感染」が36.1%、「コンピュータウィルスを発見したが感染しなかった」が27.1%などとなっています。

少なくない割合の企業が、ウィルス感染などの被害を受けていることがわかります。

■」どんな対応をしているか

次にデータセキュリティやウィルスへの対応状況をまとめると、右表のようになります。パソコンやサーバに、ウィルス対策プログラムを導入する企業の割合が高くなりました。パソコンなどの端末に導入する割合が86.6%、サーバに導入する割合が64.1%となりました。次いで、ID、パスワードによるアクセス制御の割合が高く、ここまでが半数以上の企業で実施されています。その他、社員教育も4割近い企業で実施されています。

➡ 自社の対応に不安を感じたら

情報セキュリティに関する情報提供や人材 育成などを行っている情報処理推進機構では、 情報セキュリティ上の対策について、テーマ 別に説明した小冊子をWebサイト上で公開しています(※2)。ウィルス感染などによる被害は、自社に発生しないとは限りません。これから対応を強化していく企業や自社の対応に不安を感じている企業はもちろん、すでに対策を講じている企業も、外部機関の情報なども活用しながら、自社の情報セキュリティ対応策を講じてみてはいかがでしょうか。

データセキュリティやウィルスへの対応状況(%)

パソコンなどの端末(OS、ソフト等)に ウィルス対策プログラムを導入	86.6
サーパにウィルス対策プログラムを導入	64. 1
ID、パスワードによるアクセス制御	52.9
ファイアウォールの設置・導入	42.1
OSへのセキュリティパッチの導入	38.3
社員教育	38.0
セキュリティポリシーの策定	32.5
アクセスログの記録	29.3
外部接続の際にウィルるウォールを構築	20.5
その他の対策	20.1
プロキシ(代理サーバ)等の利用	19.8
データやネットワークの暗号化	15.8
セキュリティ監査	14.2
認証技術の導入による利用者確認	11.0
不正侵入検知システム (IDS) ・不正侵入防御システム (IPS) の設置・導入	10.6
回線監視	10.5
セキュリティ管理のアウトソーシング	9.7
ウィルス対策対応マニュアルを策定	9. 6
Webアプリケーションファイアウォールの設置・導入	7. 9
特に対応していない	2. 7
無回答	2. 3
纵转换「四点0C左军是利田勒内领支(A类信)。	L 1114-6

総務省「平成26年通信利用動向調査(企業編)」より作成

(※1) 総務省「平成26年通信利用動向調査(企業編)」

常用雇用者数100人以上の企業を対象に5,140企業を抽出して行われ、平成27年7月に発表された調査です。有効回収率は58.9%となっています。対策の用語の説明や詳細は次のURLから確認できます。

http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05.html

(※2) 情報処理推進機構

各種の小冊子は次のURLから確認できます。https://www.ipa.go.jp/security/antivirus/shiori.html

MyKomon

年末年始の休みを取引先へ通知するとともに、取引先の休みを確認し、納期忘れ、資金の回収もれがないように心がけましょう。

		2015年12月
	1. 年末調整の実施	お仕事備忘録
	2. 新年度の源泉徴収事務の準備	u e
	3. 賞与支払届の提出	
	4. 仕事納めの段取り確認	
	5. お歳暮、年賀状の送付	
\Diamond	6. 年始の準備	

1. 年末調整の実施

今月は、年末調整の計算月です。書類の最終確認や最終給与の決定など業務が重なります。従業員数の多い会社では、作業スケジュールを作成し、進捗管理をしておくことが重要です。

また、平成28年分の扶養控除等申告書を年内に受取る場合で、個人番号の記載があるときは安全管理措置に沿って保管等を行いましょう。

2. 新年度の源泉徴収事務の準備

給与計算の他、源泉徴収は1月からまた新しい年度がスタートします。記載事項に変更がないかどうか、必ず新年度の扶養控除等申告書で確認しましょう。

平成28年分から給与所得控除額が改正されることにより、源泉徴収税額表が改正されます。28年分の源泉徴収税額表を用意しておき、給与計算ソフトを利用している場合には必要な更新を行いましょう。

また当年分の締めくくりとして、支払調書・源泉徴収票などの提出、その合計となる法定調書の提出(1月)に向け、早めに準備をしましょう。

3. 賞与支払届の提出

賞与を支払ったときは、「賞与支払届」を5日以内に年金事務所 (健康保険組合に加入している場合は健康保険組合) へ届け出る必要があります。

4. 仕事納めの段取り確認

仕事納めまでの段取り、大掃除の役割分担、時間配分、廃棄物処理の依頼などについて最終確認をしましょう。納会を行う場合は、場所の手配や、飲食物の用意などをします。また取引先に年末の挨拶回りにいく場合は、この1年間に取引先に弔事がなかったかどうか再確認し、失礼のないようにします。また休暇中の緊急連絡先、その他注意事項を社内に通知するとともに取引先への年末年始休暇のお知らせ、郵便物の配達休止の手続き、戸締りなどの保安措置もしましょう。

一方で、取引先の年末年始の休暇がいつになるのかを確認し、在庫調整や資金回収もれがないよう に心がけましょう。

5. お歳暮、年賀状の送付

あらかじめ手配しておいたお歳暮、年賀状を送付します。年賀状は元日に届くように、早めに送付するようにしましょう。

6. 年始の準備

年始行事の段取りを確認しましょう。

- □ 初出(式)・・・場所の確保、集合時間、挨拶の依頼、式次第の確認
- □ 年間カレンダー・・・年間行事の確認と、カレンダー作成
- □ 年始挨拶回り・・・挨拶先の確認

MyKomon



今月は、賞与の支給、年末調整、年末年始の休み等で資金繰りが窮する時期です。計画の確認をしつつ、日単位で資金繰りを管理しましょう。



B	曜日	大腥	項目
1	火	大安	
2	*	赤口	
3	*	先膊	
4	•	友引	
5	±	先負	
6	日	仏滅	
7	月	大安	大물
8	火	赤口	
9	水	先鹏	
10	木	友引	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付(11月分) ●一括有期事集開始届(建設業)届出
11	±	大安	
12	±	赤口	
13	日	先鹏	
14	月	友引	
15	火	先負	
16	*	仏滅	
17	木	大安	
18	金	赤口	
19	±	先鹏	
20	日	友引	
21	月	先負	
22	火	仏滅	各至
23	*	大安	天皇誕生日
24	木	赤口	
25	金	先勝	
26	±	友引	
27	日	先負	
28	月	仏滅	
29	火	大安	
30	*	赤口	
31	木	先勝	●健康保険・厚生年金保険料の支払(11月分)(1月4日期限)

M MyKomon



Staff

今年より始めた、事務所通信!何とか12回発行出来ました! サム・ライスの今年1年は・・・メンバーも続々と増え、そして引越し 新規新たに踏み出した上半期。下半期は、我が事務所に 日本全国から、税理士さん達が集まった「事務所見学会」。 スタッフの団結力が一層強まった気がします。 来年も新たな気持ちで、頑張ります!今年1年ありがとうござい きした。 来年も宜しくお願い致します。。。

今年1年振返り~どんな年でしたか?~





製造部として、訪問時間を減 らすことが、社内的にも個人的 にも目標でしたが、あまり変化 のない年でした。来年はお客様 のためにもこんな暑苦しい顔で なく、変やかな人物に託したいです

石田



あっという間の1年でした! 仕事では事務所見学会に力を 入れ、プライベートでは最近入籍 **姉達の出産と幸せ続きです♪** 今年も充実した年になりました。 ・皮むけた気がします(笑)

小笠原



業務的には、仕事を減らして楽に なり、自分の時間が取れるように ないました。子育て中もあり、昨年川 仕事・家庭でいっぱいっぱいの 毎日を過ごしていましたが、少しは 気分的に余裕のある1年でした。

外尾



去年の12月に入杜だったので -年たちました。 振り返るとあ っと間でした。行事で印象に残 っているもは、スリーデーマーチ と11/20の製版分離の発表会 でした。

黑田



今年の初めにサム・ライズに 入社し初めて尽くしの一年間 でした。日々業務を通して多く のことを学び、気が付けばもう 1年が過ぎようとしています。 とても充実した一年でした。

構犀



今年の初めは専業主婦でし たので、育児と家事に追わ れて充実?していました。 5月に入社してからさらに 仕事の充実感を存分に味わ える1年になりました。

鈴木



今年もあっという間の1年でした 1月~4月は別の仕事をしてい ましたが、 つい最近のことのよう です。 サム・ライズに入社できて うれしく思いますし、試験が合 格していればなおハッピーです

野口



サム・ライズに入社してアット いう間に半年が経過しました。 新しい出会いが合った事だけで 無く、「事務所見学会」において は、皆の隠された能力を間近に 見て、発見の多い年でした♪

相馬



簿記2級取得、主人の転勤終了 サム・ライズでのご縁など慌しい 1年でした。大好きなタカラヅカを 9公演も観劇しました! 来年も 男役に恋もして、もちろん お仕事も頑張います。

相蘓



入社してからあっという間に3カ 月以上が廻ごみした。 云町争物 で働くのは初めてでしたが事務所 の皆様の人柄がとても良く、活気 があり、アットホームでサム・ライズに 就職でき本当によかったです。